

岩手県事務委任及び代決専決規則別表第1に規定する別に定める補助金又は交付金のうち農林水産部に係るもの（平成20年岩手県告示第259号）の一部を次のように改正する。

令和2年3月13日

岩手県知事 達 増 拓 也

| 改正前   |   | 改正後   |   |
|-------|---|-------|---|
| 課名    | 事業名   | 課名    | 事業名   |
| [略]   |   | [略]   |   |
| 流通課   | いわて農林水産物消費者理解増進対策事業費補助（全県域を活動区域とする団体に係る補助金に限る。）、いわて6次産業化ネットワーク活動推進交付金、いわて短角牛ブランド力強化事業費補助（全県域を活動区域とする団体に係る補助金に限る。）、青果物等価格安定対策等事業費補助及び県産牛肉安全安心確立緊急対策事業費補助                             | 流通課   | いわて農林水産物消費者理解増進対策事業費補助（全県域を活動区域とする団体に係る補助金に限る。）、いわて6次産業化ネットワーク活動推進交付金、いわて短角牛ブランド力強化事業費補助（全県域を活動区域とする団体に係る補助金に限る。）、 <u>食品の輸出向けHACCP等対応施設整備緊急対策事業費補助</u> 、青果物等価格安定対策等事業費補助及び県産牛肉安全安心確立緊急対策事業費補助 |
| [略]   |   | [略]   |   |
| 農村建設課 | 多面的機能支払推進交付金（全県域を活動区域とする団体に係る交付金に限る。）、土地改良区体制強化事業費補助及び土地改良施設維持管理適正化事業費補助  | 農村建設課 | 多面的機能支払推進交付金（全県域を活動区域とする団体に係る交付金に限る。）、 <u>基幹水利施設技術管理強化特別指導事業費補助</u> 、土地改良区体制強化事業費補助及び土地改良施設維持管理適正化事業費補助   |
| 農産園芸課 | 経営所得安定対策等推進事業費補助（全県域を活動区域とする団体に係る補助金に限る。）、 <u>岩手県産地パワーアップ事業費補助</u> 、岩手県農業用ハウス強靱化緊急対策事業費補助（全県域を活動区域とする団体に係る補助金に限る。）、いわて型野菜トップモデル産地創造事業費補助（全県域を活動区域とする団体に係る補助金に限る。）及び次世代施設園芸拡大支援事業費補助 | 農産園芸課 | 経営所得安定対策等推進事業費補助（全県域を活動区域とする団体に係る補助金に限る。）、岩手県農業用ハウス強靱化緊急対策事業費補助（全県域を活動区域とする団体に係る補助金に限る。）、いわて型野菜トップモデル産地創造事業費補助（全県域を活動区域とする団体に係る補助金に限る。）及び次世代施設園芸拡大支援事業費補助                                     |
| 畜産課   | 畜産技術指導促進対策費補助、日本短角種集団育種推進事業費補助、馬産振興総合対策事業費補助、いわて和牛改良増殖対策事業費補助（全県域を活動区域とする団体に係る補助金に限る。）、大家畜経営活性化資金利子補給補助、肉用子牛価格安定対策  | 畜産課   | 畜産技術指導促進対策費補助、日本短角種集団育種推進事業費補助、馬産振興総合対策事業費補助、いわて和牛改良増殖対策事業費補助（全県域を活動区域とする団体に係る補助金に限る。）、大家畜経営活性化資金利子補給補助、肉用子牛価格安定対策  |

費補助、肥育豚価格安定対策費補助、ブロイラー価格安定対策費補助、日本短角種肥育経営安定特別対策費補助、乳用牛群総合改良推進費補助（全県域を活動区域とする団体に係る補助金に限る。）、畜産競争力強化整備事業費補助（全県域を活動区域とする団体に係る補助金に限る。）、いわてのいいご生産強化事業費補助（全県域を活動区域とする団体に係る補助金に限る。）、畜産GAP普及推進事業費補助、いわて乳用牛生産基盤強化対策事業費補助（全県域を活動区域とする団体に係る補助金に限る。）、畜産基盤再編総合整備事業費補助（全県域を活動区域とする団体に係る補助金に限る。）及び牛海綿状脳症防疫対策事業費補助

[略]

費補助、肥育豚価格安定対策費補助、ブロイラー価格安定対策費補助、日本短角種肥育経営安定特別対策費補助、乳用牛群総合改良推進費補助（全県域を活動区域とする団体に係る補助金に限る。）、畜産競争力強化整備事業費補助（全県域を活動区域とする団体に係る補助金に限る。）、いわてのいいご生産強化事業費補助（全県域を活動区域とする団体に係る補助金に限る。）、畜産GAP普及推進事業費補助、いわて乳用牛生産基盤強化対策事業費補助（全県域を活動区域とする団体に係る補助金に限る。）、畜産基盤再編総合整備事業費補助（全県域を活動区域とする団体に係る補助金に限る。）、牛海綿状脳症防疫対策事業費補助及び野生動物侵入防止緊急支援事業費補助

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。